

# 基山町農業委員会会議録

令和元年10月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	欠席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田 智子

## 審 議 事 項

第25号議案	農地法第4条の規定による許可申請	1件
第26号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第27号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	1件
報告第27号	農地転用受理後の事業計画変更届出受理報告	1件
報告第28号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用受理報告	1件
その他	盛土届	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

## 令和元年10月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和元年第10回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第25号議案農地法第4条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第25号議案1番朗読

この件につきましては、所有者の高齢による労力不足により、農業規模縮小を考えていたところ、基山パーキングに近い農地に駐車場の要望がありましたので自己所有の農地を貸駐車場に転用するものです。隣接する農地もなく近隣農地への支障もないと考えられます。今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

場所は基山パーキングの南側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

8番委員

所有者は貸駐車場にされます。隣接する農地への影響はありません。

議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら、第25議案について認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第25号議案については、全員一致で認定し、県に進達します。

次に、第26号議案について許可申請があったので認定を求めます。事務局

から説明をお願いします。

#### 事務局 第26号議案1番朗読

この件につきましては、分家住宅建設のため農地を転用するものです。

申請理由につきましては、現在借家住まいで子供の成長とともに住宅建設の必要性に迫られたことで、346.46㎡に建設の計画をしておられます。転用後は居宅を69.64㎡に建設され、駐車場に30.00㎡、通路に246.82㎡利用される予定です。その他候補地についても検討がされましたが、資金的な問題や面積が広く接道がないことから、申請した土地を選定されております。

今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、6区引地集落の圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

#### 7番委員

分家住宅として家を建てられます。家庭内から出る雨水を水路に流すことについては周辺の農家に許可を頂いています。

#### 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第26号議案1番について認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議 長

第26号議案1番は、全員一致で認定し、県に進達します。

次に、第27号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 第27号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。

期間は1年です。場所は、4区の辻集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

借受人は米作りをされます。苗は手植えし、稲を天日干しで乾燥し自家消費されます。水利につきましては周辺農家に許可をいただいています。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第27号議案について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第27号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、報告第27号について、農地転用受理後の事業計画変更届出があったので、受理したことを報告します。また、報告第28号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用についても申請者が同一ですので一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第27号・28号朗読

この件につきましては、市街化区域の農地について転用の受理通知書を交付していた内容について事業計画者及び事業内容の変更があったので届出を受理しています。

報告第28号については、報告第27号と関連して届出を行ったものです。市街化区域の農地に集合住宅建設をするものです。

令和元年9月10日付けで受理通知書を交付しております。場所は、基山交番の南側です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

法人の方が建築されますか。

事務局

法人の方です。

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようですので報告第27号・28号を終わります。次に、その他盛土について届出があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他 盛土届

この件につきましては、降雨時に圃場がため池の様な状態になり農作物の栽培ができないので、水はけを良くするために100cm程度盛土するものです。排水の確保もされ、隣接する農地の確認はいただいております。場所は、7区北奈良田集落の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

長野・小倉推進委員

降雨時は水はけが悪い圃場です。周辺の圃場からの排水については水路工事をされる予定です。

議 長

意見がないようでしたらその他盛土届について、認定される方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

その他については、全員一致で認定します。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和元年10月1日

署名人

議 長

委 員

委 員